平成２４年（フ）第５８号
愛媛県今治市中寺1073番地　メゾンドール中寺307号、前住所愛媛県今治市栄町１丁目１番地の２、前々住所大阪府柏原市法善寺４丁目10番６―1108号
債務者　田坂　祐之
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６４号
愛媛県今治市波方町波方甲2270番地１
債務者　越智　元千
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４５号
宮城県白石市斎川字上ノ原屋敷40番地
債務者　大槻ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第５０号
宮城県白石市白川津田字中内94番地
債務者　宮本　繁男
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第５３２号
名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ケ丘中３号棟702号
債務者　小川　條子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９号
山口県下関市東勝谷３番27―103号　クラシカル・ヒル・ハーモニー
債務者　レナリーこと　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
山口県下関市大字福江112番地　市営安岡福江住宅１―45号
債務者　山賀　　匠
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
山口県下関市綾羅木本町５丁目９番17号　ペーパームーン107号
債務者　松浦きよみ
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ｇ―206号　県営住宅
債務者　磯部　真嘉
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
宮崎市神宮東１丁目７番７号　鹿嶋アパート201号
債務者　長友　和子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８６号
宮崎県児湯郡新富町大字新田7794番地２
債務者　日高多津子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４５号
広島県福山市東深津町２丁目17番32号　ローズコーポ102、旧住所広島県福山市引野町４丁目３番８号　メゾン池口６―106号
債務者　藤原　教男
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１４５号
富山市秋吉新町10番７号
債務者　深川トモイ
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４８号
富山市高屋敷845番地92　西部ビル、前住所富山市赤田697番地１　ソフィアコバヤシ203号
債務者　西部　正子（旧姓城石）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５７号
熊本市東区三郎２丁目２番89号
債務者　河本　興子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０７号
名古屋市名東区丁田町66番地　ローヤル三陽202号
債務者　平良　　学
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部